

別冊

[議案第 18 号 寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金
交付規則の一部を改正する規則について]

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則（平成3年寝屋川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)就園奨励費補助金の額の表中「139,200円」を「187,200円」に、「223,000円」を「247,000円」に改める。

別表備考第8項中「第1条の2第2号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則別表の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表

(現行)

(1) 就園奨励費補助金の額

区分 階層	定義	補助金額(年額)			
		第1子	第2子	第3子以降	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円	
B階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	308,000円	308,000円	308,000円
		2 一般世帯(上記以外の世帯をいう。以下同じ。)	272,000円	308,000円	308,000円
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	272,000円	308,000円	308,000円
		2 一般世帯	139,200円	223,000円	308,000円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円	
E階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円を超える世帯	—	154,000円	308,000円	

(2) 保護者補助金の額

区分	補助金額(年額)		
	第1子	第2子	第3子以降
別表第1号のA階層及びB階層	—	—	—
別表第1号のC1階層	—	—	—
別表第1号のC2階層	15,000円	15,000円	—
別表第1号のD階層	20,000円	20,000円	—
別表第1号のE階層	30,000円	30,000円	—

別表

(改正案)

(1) 就園奨励費補助金の額

区分 階層	定義	補助金額(年額)			
		第1子	第2子	第3子以降	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円	
B階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	308,000円	308,000円	308,000円
		2 一般世帯(上記以外の世帯をいう。以下同じ。)	272,000円	308,000円	308,000円
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	272,000円	308,000円	308,000円
		2 一般世帯	187,200円	247,000円	308,000円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円	
E階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円を超える世帯	—	154,000円	308,000円	

(2) 保護者補助金の額

区分	補助金額(年額)		
	第1子	第2子	第3子以降
別表第1号のA階層、B階層及びC1階層	—	—	—
別表第1号のC2階層	15,000円	15,000円	—
別表第1号のD階層	20,000円	20,000円	—
別表第1号のE階層	30,000円	30,000円	—

寝屋川市立私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

改正案	現行
<p>別表 備考</p> <p>8 園児と同一世帯に属する父母が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は第2条第2号に掲げるものに該当する場合は、当該者を婚姻していた者とみなして別表の規定を適用する。</p>	<p>別表 備考</p> <p>8 園児と同一世帯に属する父母が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げるものに該当する場合は、当該者を婚姻していた者とみなして別表の規定を適用する。</p>